

通 知 書

被通知人
山梨県甲斐市玉川18番地
有限会社神世界
代表取締役 日原易子 殿

平成20年4月15日

別紙通知人ら代理人
神世界被害対策弁護団
弁護団長 弁護士 紀 藤 正 樹
顧問 弁護士 山 口 広
副団長 弁護士 飯 田 正 剛
同 弁護士 渡 辺 博
同 弁護士 野 村 修 一

東京都千代田区麹町4丁目7番地8
地引第2ビル407号
リンク総合法律事務所
TEL 03(3515)6681
FAX 03(3515)6682
連絡担当
事務局長 弁護士 荻 上 守 生

前略 当弁護団は、有限会社神世界及び有限会社神世界関連団体（以下、関連団体を含め「神世界」とします。）に対し、平成20年2月26日付通知書において、被害者25名、被害総額5680万9108円の損害賠償請求をいたしました（以下「第1次請求事件」とします。）が、さらに、本通知書において、神世界の被害者である別紙被害一覧表記載の通知人23名から依頼を受け、以下のとおり通知します。

神世界は、真実は、多数の一般市民から金銭を搾取し、神世界が組織的に行っている資金獲得活動を目的としているにもかかわらず、殊更にこれを秘し、「サロン」「ヒーリング」などを行っていると称して一般市民を勧誘し、通知人らに対し、悩みや問題点を言葉巧みに聞き出し、その原因が、体に貯まっている毒素によるものである、あるいは、先祖の因縁である、御霊光によって病気がよくなる、などと何

ら根拠のない虚偽の事実を断定的に申し述べて殊更に通知人らの不安感・恐怖感を煽り、悩みや問題点を解決するためには、神世界からライセンス等の物品を購入したり、御祈願代などの名目で金銭を支払わなければいけないと畏怖・誤信させ、畏怖・誤信した通知人らに対し、別紙被害一覧表のとおり、様々な名目で多額の金銭を支払わせました。

神世界のこれらの行為は、詐欺、脅迫にあたるだけでなく、金銭収奪目的で、真の目的を秘して勧誘し、虚偽の事実を断定的に申し述べて通知人らの不安感・恐怖感を殊更に煽り、畏怖・誤信させた上で、多額の金銭を支払わせているものであり、社会的相当性を逸脱する不法行為にあたることは明らかです。

従いまして、通知人らは、被通知人らに対し、不法行為に基づく損害賠償又は不当利得として、別紙被害一覧表記載の計6596万2470円の支払いを求めますので、同金員を、本年4月24日までに下記口座宛にお支払いください。なお、各被害者の請求金額の内訳は、それぞれ別紙損害一覧表記載のとおりです。

記

銀行名
番 号
口座名

上記期限内に支払いがない場合、若しくは話し合いを含めた誠意ある回答をいただけない場合には、神世界及び神世界の活動をなどに対し、民事訴訟の提起、刑事告訴等の法的な手続きに着手させていただきます。民事訴訟を提起する際には、遅延損害金（不法行為時より年5%）、慰謝料、弁護士費用相当損害金を上乗せして請求することになりますので、ご承知おき下さい。

なお、今後は、通知人らへの返済方法を含めた解決に向けてのご意向等のご連絡は、全て当弁護士を通じて行うようお願い致します。通知人ら本人への直接のご連絡は固くお断り致します。

以 上